

## 【附属機関の見直しについて】

### 新上五島町行財政改革大綱（平成17年12月策定）

各審議会等については、町民の町政への参加、町政の透明性を確保する観点から、公募委員の確保や会議の公開、会議要旨の公表など、その運営手法を見直します。

### 新上五島町行財政改革実施計画（平成18年3月策定）

- N o . 8 7 各種審議会等において、町民の意見を反映させるため、審議会等の委員に公募委員を導入する。
- N o . 8 8 男女共同参画社会づくりの一環として審議会等の委員への女性の登用を促進する。
- N o . 8 9 各種審議会等について原則公開とし、会議結果についてホームページ上で公開する。

上記、方針に基づき、下記のとおり附属機関等の見直しを検討する。

### 公募委員の導入に関する基本方針

附属機関等の設置及び運営に関する指針

#### 第4 附属機関等の委員の任命

- (2) 委員の選任に当たっては、委員の一部を公募により登用することとし、平成21年度末までに附属機関等の委員に占める公募委員の比率が10%となるよう努めること。

### 具体的な検討依頼事項

専門的知識を必要とすることを公募委員を導入できない理由としている機関は、専門的知識を有することを条件とした公募について検討  
条例や要綱等で委員を職指定していることを公募委員を導入できない理由としている機関は、公募委員が導入できるように条例等の改正を検討。

## 女性委員の登用に関する基本方針

附属機関等の設置及び運営に関する指針

### 第4 附属機関等の委員の任命

- (3) 委員の選任に当たっては、女性委員を積極的に登用することとし、平成21年度末までに附属機関の委員に占める女性委員の比率が20%となるよう努めること。

#### 具体的な検討依頼事項

女性委員を登用できない理由として法律で職指定されていることを挙げている場合があるが、委員の要件として「学識経験のある者」や「その他町長が必要と認めて任命する者」など、必ずしも職指定とは言えない規定も含まれている場合もあることから、この部分で女性を登用することができないか検討。

## 会議の公開に関する基本方針

附属機関等の設置及び運営に関する指針

### 第6 附属機関等の会議の公開

附属機関等の会議は、運営の透明性及び公正な町政運営に資するため、原則として公開するものとする。

#### 具体的な検討依頼事項

審議内容に個人情報等を含んでいることを理由に会議の結果を公表していない機関は、個人情報を除いた会議の概要を公表することを検討

## 廃止・統合に関する基本方針

附属機関等の設置及び運営に関する指針

### 第7 附属機関等の設置等の見直し

既に設置されている附属機関等で、次の各号のいずれかに該当するものについては、廃止又は統合を検討するものとする。

- (1) 所期の目的を達したもの

- ( 2 ) 社会経済情勢の変化等により必要性が著しく低下してきたもの
- ( 3 ) 委員が任命されることなく1年以上経過しているもの
- ( 4 ) 開催されていても形式的で設置の効果が乏しいもの
- ( 5 ) 関係者から意見聴取その他の方法により、設置の目的の達成が可能なもの
- ( 6 ) 設置の目的、所掌事務及び委員の構成が他の附属機関と類似し、又は重複しているもの等、行政の総合性又は効率性の確保の見地から他の附属機関との統合が望ましいもの

#### 具体的な検討依頼事項

委員が任命されることなく1年以上経過している機関は、廃止又は必要の都度設置する機関への見直しを検討  
会議の開催が数年ごとである等、毎年度開催しないことが明確な機関については、必要の都度設置する機関への見直しを検討  
文書による意見照会・取りまとめ等、会議開催によらず機関設置の目的達成が可能なものは廃止又は必要の都度設置する機関への見直しを検討  
設置の目的、委員の構成等が他の機関と類似している機関は、他の機関との統廃合を検討